

国住マ第 67 号
平成 30 年 3 月 30 日

関係団体の長 殿

国土交通省 住宅局 市街地建築課



複数棟型マンション敷地売却制度の構築について

貴団体におかれましては、平素より、マンション政策行政の円滑かつ適正な運用にご協力頂き、感謝いたします。

先般、未来投資戦略 2017（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）において、「老朽化マンションの再生の円滑化を図るため、敷地売却を活用した団地型マンションの再生の仕組みを本年度中に構築する」とされたことを踏まえ、複数棟のマンションにおいて、各棟の全てが 5 分の 4 以上の多数でマンション敷地売却決議を行うことにより、団地全体のマンション敷地売却を行うための手続き等を整備するため、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則及びマンションの建替え等の円滑化に関する基本的な方針が改正され、いずれも平成 30 年 3 月 30 日に公布・施行されました。また、これにあわせて、「耐震性不足のマンションに係るマンション敷地売却ガイドライン」（別紙 1）を改訂いたしました。

加えて、団地管理組合等におけるマンション敷地売却の検討に係る費用の拠出を認めることを明確化すること等を旨とする「マンション標準管理規約（団地型）及び同コメント」の改正が別紙 2 のとおり通知されています。

つきましては、貴団体におかれては、上記の内容に基づき、貴団体の事業の実施に当たり、活用されるとともにマンション建替え等に関係する方に対する周知について、特段のご配慮をお願いします。